

目標 VI

計画推進のために

目標の 趣旨

計画の推進にあたっては、計画の進捗状況を点検・管理する府内体制を確立し、各課の連携体制を確保することが必要です。

また、この計画の推進は、行政だけで実現できるものではなく、条例にも盛り込まれているとおり、市民や事業者の行動も必要となります。男女共同参画審議会を中心とした計画の点検・評価のしくみをつくるとともに、市民参加による推進体制の確立が必要です。

《目標VIの体系》

VI 計画推進のために

1. 推進体制の整備・充実

- ①推進会議による計画の推進
- ②計画の進行管理体制の確立

2. 市、市民、事業者の共同による計画の推進

- ①女性センターの有効活用
- ②情報の収集・発信の充実
- ③条例に基づく行動の促進


**施策の
方 向**

1. 推進体制の整備・充実

施 策 の 方 向		主な担当課
①推進会議による計画の推進	◆男女共同参画推進会議を中心に、庁内各課が連携して計画を推進する体制を強化します。	全課
②計画の進行管理体制の確立	◆男女共同参画審議会を中心に、施策の継続的な研究や、計画の進捗状況の報告を定期的に行います。	生涯学習課
	◆目標値を掲げ、事業実施報告において目標達成度の評価を取り入れます。	生涯学習課

2. 市、市民、事業者の共同による計画の推進

施 策 の 方 向		主な担当課
①女性センターの有効活用	◆女性センターを男女共同参画社会実現に向けた推進拠点とし、学習、情報提供、交流、相談など時代の要請に応じた事業を実施し、地域活動への展開を図ります。	まなび創造館
②情報の収集・発信の充実	◆男女共同参画社会実現のため、情報の収集・発信を行います。	生涯学習課 まなび創造館 企画課
	◆条例に基づく市、市民、事業者の役割を踏まえ、具体的な行動を促します。	全課